

## 公 告

農村地域防災減災事業（ため池整備事業）ため池群箴川地区の事業計画を変更したいので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第6項において準用する同法第87条の2第8項の規定により、変更後の計画の概要を縦覧するので、この旨を公告する。

なお、この計画の概要に意見のある者は、令和8年4月6日までに意見書を提出されたい。

令和8年3月9日

静岡県知事 鈴木 康友



- 1 縦覧する書類の名称  
県営土地改良事業計画変更概要書
- 2 縦覧期間  
令和8年3月9日から令和8年4月6日まで
- 3 縦覧場所  
静岡県中遠農林事務所（磐田市見付3599-4 静岡県中遠総合庁舎内）  
静岡県中遠農林事務所 ホームページ
- 4 意見書の提出方法  
書面にて県知事あて提出
- 5 意見書の提出先  
静岡県中遠農林事務所（担当：用地管理課）